

# 天平びとの声をきくー地下の正倉院・平城宮木簡のすべて

## 解説シート 7

### 【第四室】天平びとの声を探る

展示期間 I 二〇一〇年 九月二五日(土)ー一〇月二一日(月)

II 一〇月一三日(水)ー一〇月二五日(月)

III 一〇月二七日(水)ー一〇月二七日(日)

て利用されていた。上下両端の切り込みは極めて小さい。天平一八年は七四六年。

### a 寧楽を支えた地方の力

269 志摩国からの海藻の荷札

(SD三〇三三五出土。『平城宮木簡』二、二二四八)

志摩国志摩郡伊雑郷□理里 戸主大伴部小咋調海藻六斤 養老二年四月三日

長さ三二四mm・幅三二mm・厚さ三mm ○三二型式

志摩国志摩郡(現在の三重県鳥羽市)からの調の海藻の荷札。六斤は六斤で、現在の約四キログラム。志摩国は養老三年(七一)四月に塔志郡と佐芸郡に分かれたが、養老三年以前は志摩郡一郡であったとみられる。

270 三河国からのイギスの荷札

(SK八二〇出土。『平城宮木簡』一、三五六)

(表) 参河国寶飯郡篠束郷中男作物小擬六斤

(裏) 天平十八年九月廿日

長さ二九八mm・幅三五mm・厚さ六mm ○三二型式

参河国宝飯郡(現在の愛知県東部)から送られてきた小擬の荷札。小擬は小擬菜(イギス)の略語か。イギスは寒天の材料とし

271 甲斐国からのクルミの荷札

(SK二一九出土。『平城宮木簡』一、二〇〇)

(表) 「甲斐」山梨郡雑役胡桃子一古

(裏) 天平寶字六年十月

長さ二二〇mm・幅二〇mm・厚さ三mm ○三二型式

甲斐国山梨郡(現在の山梨県笛吹市付近)から送られてきたクルミの荷札。『延喜式』民部下では、甲斐国は年料別貢雑物として胡桃子を進進する。ほぼ同文の荷札が同じ遺構から出土した。

272 伊豆国からの荒堅魚の荷札

(SD三〇三三五出土。『平城宮木簡』二、二二四七)

伊豆国那賀郡射鷲郷 戸主穴人部大万呂口

穴人部湯万呂

|| 調鹿堅魚十一斤十兩

天平勝寶八歳十月

長さ三五六mm・幅三四mm・厚さ四mm ○三二型式

伊豆国那賀郡（現在の静岡県西伊豆町付近）からの餽堅魚の荷札。餽堅魚はカツオのなまり節のこと。カツオの貢進量は十一斤十兩（約七・八キログラム）と、重さで規定されている。天平勝宝八歳は七五六年。餽堅魚の荷札は三〇センチメートル以上と長い。

273 安房国からのアワビの荷札

（SK八二〇出土。『平城宮木簡』一、三三七）  
上総国安房郡白浜郷戸主日下部床万呂戸白髪部嶋

|| 輸饒調陸斤 参拾条  
天平十七年十月

上総国安房郡（現在の千葉県南房総市）からのアワビの荷札。六斤は約四キログラム。単位が条なので、アワビを細長くした熨斗あわびの形態で都に送ったのであろう。天平十七年は七四五年。

274 常陸国からの養錢の荷札

（SD五一〇〇出土。『平城宮木簡』三、三〇七六）  
（裏） 錢六百文 天平寶字四年正月廿日

長さ二四〇mm・幅一九mm・厚さ五mm ○三三型式  
常陸国那賀郡（現在の茨城県北部）からの養錢の荷札。都にきた仕丁や衛士の生活を支える物資を、出身地から送る制度があり、養錢は錢で送ったもの。天平寶字四年は七六〇年。

275 能登国からのイリコの荷札

（SD五一〇〇出土。城22—34下）  
（表）能登国能登郡鹿嶋郷望理里調代熬海鼠六斤  
（裏） 天平八年四月十日

長さ二三三mm・幅二九mm・厚さ六mm ○三二型式  
能登国（現在の石川県北部）から送られてきた調の熬海鼠（イリコ）の荷札。イリコはナマコの干物のことである。六斤は大斤で約四キログラム。他に、大きさ、形がよく似ていて、全く同じ記載内容のものが一点、若干記載が異なるものが一点出土している。天平八年は七三六年。

276 丹波国からの小麦の荷札

（SD二七〇〇出土。『平城宮木簡』二、二二八二）  
丹波国何鹿郡高津郷交易小麦五斗

長さ二四一mm・幅二八mm・厚さ五mm ○三二型式  
丹波国何鹿郡（現在の京都府綾部市付近）から送られてきた小麦の荷札。この小麦は交易（物品購入）の結果得られたものであつたらしい。五斗は現在の約二斗、三六リットル。

277 出雲国からのムラサキノリの荷札

（SA三〇九九出土。『平城宮木簡』二、二八三六）  
出雲国交易紫菜三斤 「太」

長さ一三三mm・幅二二mm・厚さ六mm ○三二型式  
出雲国（現在の島根県東部）から送られてきた紫菜（ムラサキノリ）の荷札。『延喜式』には出雲国の中男作物（一七〇二才の男子が負担する。）として紫菜が見えるが、端正な書風なので贗として貢進された可能性もある。「太」は一斤の意味であらう。とすると三斤は約二キログラム。

278 隠岐国からの海藻の荷札

（SD三〇三五出土。『平城宮木簡』二、二二四九）  
隠岐国知夫郡 □□ 郷安吉里海部恵得  
調海藻六斤 七年  
長さ一七二mm・幅二七mm・厚さ三mm ○三三型式

隠伎国知夫郡（現在の島根県隠岐島の知夫村）から送られてきた調の海藻の荷札。郷里制施行時の木簡なので、七年は養老か天平であろう。奈良時代の隠伎の「伎」は現在の岐ではなく、にんべんで書かれている。長方形の材の両端に切り込みを入れ、さらに下端をとがらせた形態は珍しい。隠伎国荷札は藤原宮時代から天平年間まで杉材を用い、文章を二行書きするものが多い。

279 備前国からの醤の荷札

(SD二七〇〇出土。『平城宮木簡』二、二二〇七)

(表) 備前国邑久郡尾奴郷年料醬  
(裏) 五年二月十九日 小足

長さ一九五mm・幅三〇mm・厚さ一〇mm ○三二型式  
備前国邑久郡（現在の岡山県瀬戸内市付近）から送られてきた醬の荷札。醬は醤油に似た調味料で、塩分が醤油より濃いものらしい。類似した木簡が三点見つかっており、すべて同筆と考えられる。裏面の小足は貢進事務の責任者か。

280 美作国からの鉄の荷札

(SD四七五〇出土。『平城宮木簡』一、四三九)

美作国英多郡大野里鉄一連

長さ二七八mm・幅二二mm・厚さ二mm ○三二型式

美作国英多郡（現在の岡山県美作市付近）からの鉄の荷札。美作・備中・備後国は鉄の産地で、調として鉄や鍛を納める。また、奈良時代後半、英多郡には国営の鉄山があった（『日本書紀』下巻第十三）。官人に給与として支給されるのは鍛などで、素材である鉄ではない。長屋王の封戸などからの納入かは不詳だが、鉄の素材から、製品に加工するだけの技術力を長屋王家が有していたことがうかがわれる。

281 周防国からの塩の荷札

(SK八二〇出土。『平城宮木簡』一、三二八)

周防国大嶋郡美敢郷凡海直薩山御調尻塩

長さ一九七mm・幅一八mm・厚さ四mm ○三二型式

周防国大嶋郡（現在の山口県周防大嶋）からの塩の荷札。周防国の塩荷札で上下に切り込みがあるのは珍しい。尻塩は固形塩。

282 紀伊国からの巻き貝の荷札

(SD四七五〇出土。城21-33下)

紀伊国无漏郡太海細螺八升

長さ二七八mm・幅二五mm・厚さ四mm ○三二型式

紀伊国无漏郡（現在の和歌山県南東部）からの太海細螺の荷札。海細螺はシタダミと読み、巻貝の総称らしい。太海細螺はその大きなものである。八升は今の約三升二合、約五・八リットル。

283 伊予国からのサバの荷札

(SK八二〇出土。『平城宮木簡』一、三六一)

伊予国風早郡中男作物旧鯖式伯隻載籠

長さ二六一mm・幅二〇mm・厚さ四mm ○三二型式

伊予国風早郡（現在の愛媛県北条市・松山市）から中男作物として届けられた旧鯖（へしこの類か）の荷札。式百隻（隻はここではサバの単位。二〇〇尾）が籠に載せて運ばれた。

284 中宮舎人の名前を列記した木簡

(表) 中宮職移兵部省卿宅政所

- 「池辺波利」 「大鳥高国」
- 「太宿奈万呂」 「川内馬飼夷万呂」
- 「杖部廣国」 「日下部乙万呂」
- 「秦金積」 「太東人」
- 「八多徳足」 「史戸廣山」
- 「村国虫万呂」 「大荒木事判」
- 「東代東人」 「太屋主」
- 「山村大立」 「陽侯吉足」

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』三、四五—三)

「狭井石楯

右十九口舎人等考文錢人別三文成選六文又官仰給智

(裏) 「馬国人 識錢人別一文件錢今早速進來勿怠緩

「他田神」 「大屬」 「護力」 少進 天平八年八月二日付舎人刑部望麻呂

〔長カ〕

長さ二六二mm・幅四二mm・厚さ三mm ○一型式

中宮職(聖武天皇の母藤原宮子の家政を担当する役所)から兵部省卿(兵部卿は藤原麻呂)宅の政所に対し、中宮舎人十九人の考文錢と智識錢を至急徴収して届けるよう依頼する木簡。名の右肩に書かれた「」は合点という照合の印で、麻呂邸で徴収した際のものである。考文は毎年の勤務評定(Ⅱ考)を記す文書で、その手数料として評定を受ける本人から徴収するのが考(文)錢。当時非常勤官人は六年または八年分の考を積み重ねると位階昇進(Ⅱ選)の対象とされた(成選)。成選にあたる者は倍額を徴収されている。智識錢は、主として仏教行事に関する寄付。305(Ⅱ期展示)で七月十八日に支出の智識料も、時期が近いので一連のものである。中宮宮子は大宝元年(七〇一)に聖武天皇を産んで以来病気がちで、玄昉の看護を受けるまで人事不省状態だったという。天平九年(七三七)十二月、宮子が出産以来初めて我が子聖武天皇に面会したのが皇后宮であった。多数の中宮舎人が藤原麻呂宅に向向しているのは、こうした中宮宮子の健康状態と関係があるかも知れない。

285 伊豆国造へ米の支給木簡

(SD四七五〇出土。城21—18上)

(表) 伊豆国造米一升従半升 受若万呂

(裏) 十一月卅日「廣島」

長さ一八八mm・幅二二mm・厚さ二mm ○一型式

(表) 「長飛鳥鳥長」 従七位上行家令赤染豊嶋

(裏) 「長カ」

長「屋飛鳥長帳」内国飛鳥」日十一

(SD四七五〇出土。『平城京木簡』二、一七三七)

国造はいわゆる律令国造で、国ごとに国造になれる氏が定められ、国内の神祇祭祀を担当した。伊豆国造と従は、神祇官卜部として活動した伊豆国造伊豆島直氏とその従者(国造直丁)で、毎月晦日に行われた祓に關わるものと考えられる。米一升は今の約四合、米約六〇〇グラム。

長さ二二六mm・幅一三mm・厚さ三mm ○六五型式

長屋王家の家令である赤染豊嶋の名前が見られる木簡。家令は公的に与えられた秘書のようなもの。赤染氏には壬申の乱の際に高市皇子に従った赤染徳足がいることから、彼らが高市皇子・長屋王と親子二代にわたって仕えていた氏族であることが知られる。木簡として利用された後、何らかの木製品に二次的に整形している。

286 赤染豊嶋の名が記された木簡

# 天平びとの声をきくー地下の正倉院・平城宮木簡のすべて

## 解説シート 8

### 【第四室】天平びとの声を探る

展示期間 I 二〇一〇年 九月二十五日(土)ー一〇月二日(月)

II 一〇月三日(水)ー一〇月二十五日(月)

III 一〇月二十七日(水)ー十一月七日(日)

#### b みやこぐらしのいろいろ

287 左京職からの雀と鼠の進上状 (SD五三〇〇出土。城24―8上)

(表) 〇左京職 進 雀廿五隻

(裏) 〇 天平八年四月十四日

従六位上行少進勲十二等百濟王「全福」

長さ二〇〇mm・幅三五mm・厚さ四mm 〇一型式

平城京の東半を管轄する左京職が、藤原麻呂邸にスズメとネズミを進上した際の送り状。スズメとネズミは、どちらも鷹の餌にされたいらしい。同様の送り状は多数見つかり、鶏や馬肉も進上されている。鷹は光明皇后の皇后宮職で飼育されており、麻呂の家政機関を通じて、餌が届けられたと考えられる。

288 左京職からの鼠の進上状 (SD五一〇〇出土。城22―9下)

(表) 左京職 進鼠廿頭

(裏) 少進正七位上勲十二等春日藏首「大市」

長さ二〇四mm・幅二二〇mm・厚さ六mm 〇八一型式

左京職が藤原麻呂邸にネズミを進上した際の送り状。京職が鷹の餌として進上した肉のうち、木簡に現れる数はネズミが飛び抜けて多い。最も捕まえやすく、また数も多かったのだろう。あるいは京内の害獣駆除も兼ねていたかも知れない。

289 条坊の記された木簡の断片

(SD四九五一出土。『平城宮木簡』三、三〇一六)

(表) 左京九条三坊

(裏) 百文 人

長さ(一〇五)mm・幅(二四)mm・厚さ五mm 〇八一型式

表に京内の条坊を、裏に「百文」と記す。どのように使用されたかなどは不明。左京九条三坊は、平城京でもかなり周縁部に属する。しかし、坊内には東堀河が南北に通じ、北側の左京八条三坊は東市の想定地である。案外、活気に満ちた場所だったかもしれない。

290 右京四条からの槐の花の進上状 (SD五一〇〇出土。城22―10上)

右京四条進槐花六斗 六月八日少属大綱君 智万呂

293 飢食銭の付札

(SD四七五〇出土。『平城京木簡』二、一七九二)

(表)二月十三日飢食銭五十文

(裏)進秦刀良

長さ二二五mm・幅二六mm・厚さ四mm ○三三型式

秦刀良という人物が進上した銭に付けられていた、小型の付札。

飢食銭は、文字通りであれば、食費の銭ということになるか。通常の役所勤務での食料支給に、食費を支払うとは考えにくい。類例に乏しく、詳細は不明である。

294 米の運搬経費を記した木簡

(SD四七五〇出土。『平城京木簡』二、一七八六)

〇 米運功布十常 四常者車借用 遺六常前遺一常右七 〇

長さ(一八一)mm・幅二四mm・厚さ五mm ○一九型式

米の運搬経費と、その内訳を書き留めた木簡。「常」は布の単位で、布一常は、長さ一丈三尺(約三・八メートル)、推定幅二尺四寸(約七一センチメートル)。常布は、調庸輸納額・物品価値・労働量を表示する体系の基準であったが、その役割は和同開珎に取って代わられた。布十常のうち、四常は車を借りるための費用。残りの六常と前回の残り一常を足した七常は、おそらく車を引く人夫の人員費であろう。

295 泥棒をした少年が処分をされた際の木簡

(SD五三〇〇出土。城24―6下)

(表)右京七条二坊戸主勲十二等臺忌寸千嶋之戸口千人年十六

(裏)右人所盗依豎子放依状注坊令等宣令知 八年十月廿九日

長さ三三〇mm・幅三五mm・厚さ六mm ○一一型式

291 西市での買い物用の銭の付札<sup>1</sup>

(SK八二〇出土。『平城宮木簡』一、四八九)

西市司交易銭

長さ一三四mm・幅一八mm・厚さ三mm ○三二型式

西市での交易(物品購入)用の銭(和同開珎)に付けられた付札。西市は平城京右京八条二坊にあった公設市場で、西市司はそれを管理する役所。平城宮内の役所も、多くの物資を東西の市から調達していたことが窺える。

292 要劇銭の付札

(SD三四一〇・SD二二五〇出土。『平城宮木簡』三、三五四四)

(表)七月料要劇銭五貫五百

(裏)「□後府家」

長さ(一八三)mm・幅二五mm・厚さ三mm ○一九型式

七月分の要劇銭の額が記された木簡。裏面は別筆で、表面との関係は不詳。要劇銭は、平城京にいる役人のうち、劇務をこなしている者のみ支給された特別手当。月単位で支給されていた。支給額は、官職によって差がつけられていたらしい。この木簡は奈良時代末頃のもので、銭「五貫五百」文は約一六五万円に相当すると考えられる。どのくらい官職の人の、何人分に支払われる額なのかは未詳。付札とみるより、帳簿等と考えるべきかもしれない。

要劇銭の支給は、平城京遷都からしばらく経った養老三年(七一九)に始まり、平安京遷都後の大同四年(八〇九)まで続いた。

右京七条二坊の台（臺）忌寸千嶋の戸口（臺）千人とい  
う一六歳の少年が、盗みをはたらいたため豎子から追放された旨を  
伝えている木簡。公式令にのつとった正式文書としては不十分であ  
る。文書の下書きとして作成された可能性と、正式な文書もしくは  
口頭での伝達を受け、必要な部分を抜き出して連絡用に作成したか  
どちらかであろう。いずれにせよ、この木簡の「伝達内容」は分か  
るが、伝達元・伝達先などには判然としない点が残る。

### C 繁栄を支える手工業

306 吉備内親王に幡を送るように命じた木簡

（SD四七五〇出土。城21―5下）

（表）〇 以大命符 □ 備内親王 縫幡様進上

（裏）〇 使文老末呂 二月廿二日巳時 稻粟

長さ二〇〇mm・幅二六mm・厚さ三mm ○一型式  
吉備内親王（長屋王の妻）の幡の試作品を送るよう命じた木簡。  
幡とは仏教行事で使われた旗のことで、正倉院や法隆寺に現存する。

307 縫殿女への米の支給木簡

（SD四七五〇出土。城21―23下）

〇 縫殿女二口米二升受加毛女十二月十八日君万呂〇

長さ二六〇mm・幅二七mm・厚さ三mm ○一型式  
縫殿女二人に対して米を支給した木簡。長屋王邸に縫殿があり、  
そこで女性が縫製を行っていたと考えられる。306 307はどちらも長屋  
王家木簡である。鑑真が日本に来ようと考えた理由の一つに、長屋  
王が千領の袈裟を唐に送ったことがあげられる（『唐大和上東征伝』  
が、その袈裟も彼女らが縫ったものかもしれない。

308 土師器づくりの女性への米の支給木簡1

（SD四七五〇出土。『平城京木簡』二、一九七五）

（表）土師女三口雇人一口米八升 受小逆

（裏） 七月十六日 三事

長さ二〇七mm・幅二五mm・厚さ二mm ○一型式

309 土師器づくりの女性への米の支給木簡2

（SD四七五〇出土。『平城京木簡』一、三三四）

（表）土師女三人奈閑作一人米八升受曾〇

（裏）女八月廿九日 石角 書吏

長さ二四二mm・幅二八mm・厚さ二mm ○一型式

土器作りに従事した女性（土師女）に米を支給する際の伝票  
木簡。「奈閑」は、半球形をした大型丸底の煮沸用土師器。雇人  
は雇用人のこと。長屋王家で出土した土師器には、形態や技法  
上の特徴などから、特定の集団が集中的に製作した一群が含ま  
れ、木簡にみえる土師女たちが製作した可能性が高い。

八升は今の約三升二合。一人あたり約八合（一・四四リット  
ル）、米約一・二キログラムに相当する。表裏にまたがって記  
される受取人の曾女は、土師女の一人かも知れない。「石角書  
吏」は石角（人名）と書吏。「書吏」は家政機関の第四等官。

310 鋳物師への飯の支給木簡

（SD四七五〇出土。城25―28上）

（表）鋳物所 鋳物師二人 雇人一口 四升

（裏）右三人飯一斗二升 受□万呂 閏月十二日 山万呂

長さ二二三mm・幅三九mm・厚さ二mm ○一型式

鋳物師・雇用人らへの米の支給木簡。この木簡によって長屋  
王邸に鋳物師が出入りしていたと考えられる。長屋王邸からは  
埴塙なども若干出土している。

311 金属職人への米の支給木簡

(SD四七五〇出土、『平城京木簡』二、一九五二)

(表) 鏤盤所 長一口米二升 銅造一口二升半 右五人 〓  
 帳内□口一升 雇人二口四升 〓  
 (裏) 〓

(裏)

十二月廿六日 阿加流 〓  
 「稻粟」

〓 稻虫 〓

鏤(露)盤は、塔の相輪、あるいはその基部の方形の盤。長さ四一五mm・幅二六mm・厚さ八mm 〇一型式

その製作を担当した人々五人に米を支給する際の伝票木簡。ある寺院の塔の部品を邸内で製作していることを示す。長屋王個人と密接に関わる寺院に伴うものとみられ、長屋王の仏教活動の一端を示す。支給量には役割による格差があり、責任者である「長」には二升(今の約八合。一・四四リットル)で、米約一・二キログラム。鑄造を担当した工人である「銅造」にはこれより多い米約一・五キログラム、雑用担当かとみられる帳内には約六〇〇グラム、作業を補助した臨時雇いの工人には一人当たり米約一・二キログラムで「長」と同じ量、といった具合で、必ずしも身分の高下によるのではなく、むしろ労働内容の軽重によっている感がある。

312 武器職人への米の支給木簡

(SD〇一四出土。平城京木簡一、三二五)

(表) 矢作一大刀造二人米三升 受□□〇  
 (裏) 月 日 麻呂 〇

長さ二二二mm・幅二〇mm・厚さ三mm 〇一型式

矢を作る人一名、大刀を作る人二名に米を支給した木簡。邸宅内に武器を作る一角があったことを想定させる。

313 巻物の帙をつくる職人への米の支給木簡

(SD四七五〇出土。『平城京木簡』二、一九五八)

(表) 秩師一口帳内三口雇人一口右五人米七升 〓  
 (裏) 受麻須良女 十一月廿四日稻虫 〓

長さ二三六mm・幅二八mm・厚さ三mm 〇一型式

秩師と帳内、雇用人に米を支給した木簡。秩師は經典を包む帙を作成した工人。長屋王は和銅五年(七二二)、神龜五年(七二八)の二度にわたり写経を行っており、彼らはそれらを支えたのであろう。

314 椅子職人への米の支給木簡

(SD四七五〇出土。『平城京木簡』二、一九四五)

椅作工一口米一升 受古万呂 十一月九日稻虫

長さ三〇五mm・幅二八mm・厚さ三mm 〇一型式

椅子を作る工人に米を支給した木簡。被給者が少ない割に違例に大型の伝票木簡。他にも長屋王邸には琴をつくる職人もいた。実際に、机や台・箱などの台脚が見つかっている。

# 天平びとの声をきく―地下の正倉院・平城宮木簡のすべて

## 【第四室】天平びとの声を探る

解説シート 9

展示期間 I 二〇一〇年 九月二十五日(土)―一〇月二一日(月)

II 一〇月二三日(水)―一〇月二五日(月)

III 一〇月二七日(水)―一二月 七日(日)

### d 広がる銭の力

299 西市での買い物用の銭の付札2

(SK八二〇出土。『平城宮木簡』一、四八七)

#### 西市交易銭

長さ九一mm・幅一四mm・厚さ三mm ○三二型式

「西市」は平城京右京八条二坊にあった公設市場。左京八条三坊に置かれた東市とともに、平城宮の宮殿や役所で使用する物品の多くはここで調達された。これはそこでの「交易」(物品購入)用の「銭」(和同開珎)の付札。銭を孔に紐を通して東ね木簡を括り付けた。

300 標本からの水葱の進上状

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』三、四五三九)

(表)標本三宅進上水葱種事 合卅四束 直銭六十八文 〇

(裏)一束別銭二文充請 天平八年五月十四日依羅真万呂 〇

長さ三〇八mm・幅三二mm・厚さ四mm ○一一型式

301 各種の土器の数量と値段が記された木簡

(SD五一〇〇出土。城22―16上)

(表)碗形五十口 直廿五文 大盤十口 廿七文

片盤百口 五十文 高坏十口 廿七文

片拵五十口 廿文 足附大碗十口 廿八

(裏)陶大碗四口 十二文

洗盤二 十一文

長さ一三九mm・幅四二mm・厚さ四mm ○一一型式

土器を購入する際の代価の見積もりなし、支払い記録とみ

標本(現在の奈良県天理市標本町付近)にあった皇后宮の拠点から水葱の種三十四束を麻呂邸に進上したときの木簡。水葱の種を持つてくるのと同時に、その代金一束あたり二文、計六十八文を請求している。持参者が書かれていないので、署名する依羅真万呂が自ら持参したのかも知れない。

## 帳簿としても利用された銭の付札1

(SD四七五〇出土。城28—45上)

十月八日竈直四文知若 「廿九日春日二文大書吏

(表) 九月廿一日 嶋大國粟直用余銭廿七

「大春日旦臣六文」人功一文

「即日釘直三文」十月三日柏直二文

(裏) 文

「廿二日薪直四文 廿三日丈部黒麻呂十文

長さ一五六mm・幅三三mm・厚さ五mm ○一五型式

九月二二日に嶋大國が粟を買った分の残りの銭二七文の付札。その銭を利用して釘や柏などを購入し、記録を余白に書き込んでいた。上端の穴に銭の中の孔に通す紐をくりつけたの

られる木簡。口は単位、直は代価のこと。一文は和同開珎一枚にあたる。二条大路木簡の主体をなす七三六年(天平八)頃の土器の値段がわかる貴重な史料。

碗は五十個二十五文で一個あたり〇・五文、大盤(大皿)は十枚二十七文で一枚あたり二・七文、片盤(小皿)は百枚五十文で一枚あたりは碗と同じ〇・五文、高坏(足付きの皿)は十個二十七文で一個あたりは大盤と同じ二・七文、片拵(皿を乗せる台)は五十個二十文で一個あたり〇・四文、足附大碗(足付きの大きな碗)は十個二十八文で一個あたり二・八文、陶大碗(須恵器の大きな碗)は四個十二文で一個あたり三文、洗盤(手洗い用の器)は二個十一文で一個あたり五・五文となる。

天平年間の米価は一升(現在の約四合、六百グラム)あたり一文程度だった。米十キログラム五千円で換算すると、一文は三百円程度なので、例えば碗は百五十円、洗盤は千六百五十円というのがおよその目安となるだろう。

## 303

## 女性が保管していた銭の使い道を記した木簡1

であろう。

(SD五二〇〇出土。城22—15上)

(表) 酒屋女物

笋子廿三把直銭卅六文各二文

芥廿廿二把直廿二文各一文

(ママ)

(裏) 止己侶一斗二升直銭廿四文

合価銭九十文

長さ二二六mm・幅四〇mm・厚さ四mm ○一型式

酒屋女という女性が保管していた銭の使い道を記した帳簿。この銭で笋子(タカムナと読み、現在のタケノコ)・芥(ケシ)調味料や薬用に使う)・止己侶(ヤマイモ科)を購入したことが分かる。計算すると計九二文になるので、実は計算が間違っている。

## 304

## 瓢を購入した際の本簡

(SK八二〇出土。『平城宮本簡』一、二二二)

(表) 瓢七十二口

大廿口直銭百六十文各充八文

小五十二口直銭百五十六文各充三文

(裏) 合参伯壺拾陸文

長さ三三四mm・幅四六mm・厚さ一〇mm ○一型式

瓢七十二個を購入したときの木簡。大は一個八文で二〇個なので計一六〇文、小は一個三文で五二個なので計一五六文、兩者合わせて三一六文となる。官司がひさごを購入したときの記録か。

吉野行幸の食料調達用に使った銭の残りの付札

(表) 天平八年七月十六日残銭 □一貫一百七十九文中鮭五隻直百文使乙猪知

高典又古鯖直五十文使五百嶋知熊毛十七日遣網曳二百文受少進宣熊毛又先用代料

五十文 高市年魚貢之 知熊毛十八日智識料四百文知大春大夫熊毛八月九日鴨 四羽直

百文 受穴人国足 又三羽直七十五文 受国足 宣大春日□□十二日二百文 受飽 海采女

(裏) 宣大春日大夫

天平八年(七三六)七月十六日の時点での「残銭」について、その後の使い途を記録した木簡。「残銭」は、七月十三日までの吉野行幸で使った残りの銭であろう。はじめに総額を記し、その後使用記録を順番に書き込んでいる。付札としては大型だが、切り込みのある形状からすると、「残銭」の和同開珎一一七九枚に紐を通して整理して付けた付札を、そのまま帳簿として利用したものともみられる。支出額を合計すると、一貫一百七十五文となる。これを一貫一百七十九文から差し引くと、四文となり、残高が僅かになったところで記録を終えたと考えられる。個々の記録には、日付、支出目的、支出額、受取人(受・使)、責任者(知・宣)などを書く。例えば八月九日には、大春日某の命令により、鴨四羽の代金百文と鴨三羽の代金七十五文を、穴人国足が受け取っている。

支出目的は、鮭や鴨などの食材購入のほか、網曳(和泉国にある御厨)への派遣費用、先用代料(ツケにしていた分の支払いか)、智識料(仏教事業への寄附。<sup>284</sup>の木簡にみえる智識銭もこれと関連するか)など、さまざまである。

受取人としてみえる少進は職の第三等官。食料の調達に関わる木簡であることを考えれば、大膳職だいぜんしきに関わる木簡の可能性が高く、大夫も尊称ではなく大膳大夫(長官)とみられる。

# 天平びとの声をきく―地下の正倉院・平城宮木簡のすべて

解説シート 10

## 【第四室】天平びとの声を探る

展示期間 I 二〇一〇年 九月二十五日(土)―一〇月一日(月)

II 一〇月三日(水)―一〇月二十五日(月)

III 一〇月二十七日(水)―十一月七日(日)

### e 平城京の言葉のかけら

296 荒炭を至急貸してほしいという手紙の木簡

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』三、四五―一六)

(表)荒炭一籠右物今急要須請付使

(裏)借処分具状以牒 天平八年七月廿日大友真君状

長さ三三四mm・幅四四mm・厚さ五mm ○一型式

荒炭一籠を至急貸してほしいと伝える手紙の木簡。荒炭は、火力の強い堅い木炭。「牒」で書き止めているので、牒(上下関係のない役所間や寺院とのやりとりに使われる平行文書)の書式を意識しているが、余程急いでいたのか必要な物品から書き出している。「急」は一旦、よく似た意味の「忽」と書いた上から書き直している。「荒炭一」を太く大きく濃く書いて、相手に何を伝えたいのかがよくわかるたいへん手慣れた筆致でもある。

297 何かを切々と訴えた木簡

(SD三四一〇・SD一二五〇出土。『平城宮木簡』三、三五―六八)

訴苦在 年 逃 天 [畫カ] 夜壹時 年 不怠 而 大 尔 念 訴 □  
而 上下 乃 諸々 尊人 及 小子 等 至 流 麻 「諸々乃」 天地 乃 慈 □  
而 尔

長さ二七七mm・幅三三mm・厚さ八mm ○一型式

何かを切々と訴えているような文言が、宣命小書体によって表記された木簡。小さく右に書かれているのは、日本語の助詞や助動詞、接尾辞などの付属語で、これによって日本語をそのままよむように表記できている。この小書きされた文字は、漢字の音だけを借りる万葉仮名で、「牟」む、「天」て、「尔」に」とよむ。例えば「逃天」は、漢字の意味を利用した「逃げる」と「天(て)」を組み合わせて「逃げて」とよめる。小書きにすると各文字のはたらきの違いがはっきりするが、大書きされることもある。

塩殿の米を進上した際の本簡

(S D四七五〇出土。「平城宮木簡」二、一七一五)

(表) 山処申彼塩殿在米四斗二升所給進上

(裏) 雇人狗人少万呂 又申雇人給食物都無故録状謹  
申急々処分可垂給十一月十五日田辺大

長さ二五〇■・幅二九■・厚さ五■ ○一型式

塩殿にある米の進上とともに、雇い人の食料の差配を求めた文書木簡。表面の「在」字は、場所を表す言葉で正格漢文であれば「彼塩殿」の上にくるが、「彼の塩殿に在る米」と日本語をよむように書いてある。裏面の「又申」以下は、今でいう「追伸」にあたるが、「雇人に給ふ食物都(すべて)無し。故、状を録し謹みて申す。・・・」と読める。

### 天平ひとと漢字と日本語

中国語の文字、漢字だけを使って、日本語を記すために、漢字のはたらきをうまく組み合わせる様な工夫がされています。漢字について最も特徴的なのが「万葉仮名」。漢字の意味は利用せず、音や訓だけを借りて、一字一音式の仮名のように使います。例えば、「阿」は「ア」、「加」は「カ」、「佐」は「サ」、「太」は「タ」を表している。何種類もあるものもあります。これによって、中国語にはない、日本語の助詞などの付属語などを書くことが出来ています。今の仮名の原形のようなもので、日本独特の古代人の工夫のあとといえるでしょう。

参考 《漢字だけを使って書く古代の方法》

\* 中国語のように漢字を並べる (正格漢文)

\* 日本語の語順で漢字を並べる

\* 日本語の助詞、助動詞、接尾辞などを万葉仮名(一字一音式)で明示する

\* 日本語の語順で全部、万葉仮名(一字一音式)で表記する。

f 同文荷札の意味すること (いずれもSK八二〇出土)  
315 若狭国三方郡弥美郷からの塩の荷札

〔平城宮木簡〕一、四二四

三方郡弥美郷中村里

別君大人

三斗

長さ二〇一■・幅四一■・厚さ四■ ○五型式

316 若狭国三方郡弥美郷からの塩の荷札

〔平城宮木簡〕一、四二五

三方郡弥美郷中村里

別君大人

三斗

長さ二〇二■・幅四一■・厚さ六■ ○三型式

若狭国三方郡弥美郷中村里(現在の福井県美浜町付近)からの荷札木簡。三斗という記載からも、塩の荷札である。

この二点は、記載内容は全く同じで、筆跡も極似する。材の様子もよく似ており、おそらく同じ木から作られた木簡であろう。同一の場所、同一の人物によって作成されたものと考えられる。唯一異なるのは、木簡の形である。

塩の荷札木簡の場合、このような同文の木簡が複数点確認されるのは若狭のみである。一方、若狭の塩荷札の特徴として遺構の年代観より遙かに古い年紀を有する場合が少なくない点が指摘できる。こうしたことから、若狭で生産された塩は、たとえば周防の塩とは形状・性質が異なり、生産体制や荷物にした際の梱包形態も異なり、木簡の形状や同文の木簡利用も異なる、と考えられる。

同文二点の木簡の形が異なるのは、荷物へのつけられ方の違いを反映しているものであろう。おそらくは、315を荷物の中に封じこみ、316を荷物の外にとりつけたのであろう。

317 上総国朝夷郡健田郷からのアワビの荷札

〔平城宮木簡〕一、三四〇

矢作部林

長さ一一五mm・幅二五mm・厚さ五mm ○一型式

318 上総国朝夷郡健田郷からのアワビの荷札

〔平城宮木簡〕一、三三九

朝夷郡健田郷主額田部小君戸口矢作部林

調籾六斤 卅四条

天平十七年十月

長さ三三二mm・幅二八mm・厚さ三mm ○一型式

319 上総国朝夷郡健田郷からのアワビの荷札

〔平城宮木簡〕一、三三八

上総朝夷郡健田郷主額田部小君戸口矢作部林

調籾六斤 [条カ]

天平十七年十月

長さ四〇四mm・幅三三mm・厚さ四mm ○五型式

同一の荷物に付けられていたとみられる荷札。同一の荷物に複数の木簡が付けられていたとみられる。他の例は二点で一組だが、これは三点で一組となっている唯一の事例。

三点のうち、郡名も記す二点は315・316と同様の利用方法が想定される。つまり、318を荷物に封入し、319を荷物の外側に装着したと考えられる。319で上総のみ後から書き込んでいるのは、郡名から書き出した木簡が二点用意されていたためであろう。

荷札木簡が群ごとに作成されていた様子がうかがわれる。人名のみを記した317の用途については、別に考える必要がある。一応、この一点のみ異筆とみて、郡レベル以下の段階での調の収納作業において使われた付札と考えておくことにしたい。